

官報  
號外

昭和五十五年十一月七日

○第九十三回  
国会衆議院會議錄 第十三号

昭和五十五年十一月七日(金曜日)

議事日程 第十一号

## 第一　自転車の安全利用の促進及び自転車駐車

## 第二 地方公務員等共済組合法等の一部を改正 特別委員長提出

### 第三　國家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の審議に付した案件

## 駐車場の整備に関する法律案（交通安全対策特別委員長提出）

## 改正する法律案(内閣提出)

補償等共済基金法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

する法律案(内閣提出)  
渡辺大蔵大臣の昭和五十三年度決算の概要につ  
いての発言及び質疑

る法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容の概要を御説明申し上げます。

昭和五十五年十一月七日 衆議院会議録第十三号

外  
自  
轉  
車  
案

近年、わが国の自転車利用は、自動車交通の混雑、燃料費の高騰等を背景として著しく増大するに及び、十年前の保有台数が約二千九百万台であったものが、現在約五千万台に達しております。このため、一方では自転車利用に伴う交通事故の増大、駅周辺におけるいわゆる自転車公害等の憂慮すべき社会問題を引き起しつつあります。

しかしながら、従来の法制度においては、自転車に対する位置づけは必ずしも十分でなく、かつまた、多種多様な行政にまたがるものであるため、有効かつ適切な施策に欠けているところがあつたものであります。

このような状況にかんがみ、今般、与野党間並びに政府各省との意見調整を経て、本法案を提出した次第であります。

次に、本法案の概要について申し上げます。

まず第一に、自転車の安全利用のため、道路整備事業、交通規制の方法等により、良好な自転車交通網の形成を図ることとしております。

第二に、自転車駐車対策の総合的推進のため、駅前自転車駐車場の計画的整備、大規模駐車需要発生施設に対する自転車駐車場の設置義務、放置自転車の整理撤去等について明らかにしております。

第三に、自転車の安全性の確保のため、自転車の製造及び販売に関する品質の基準、製造業者並びに小売業者の責務等について規定しております。

第四に、所要の財政措置として、自転車駐車場整備事業に対する国庫補助、資金のあっせん等について規定しております。

以上が本法案の提案の趣旨及びその内容の概要であります。本法案は、十一月六日の交通安全対策特別委員会において全会一致をもって委員会提出の法案とするに決した次第であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決ください。

ますようお願い申し上げます。(拍手)  
○議長(福田一君) 採決いたします。  
本案を可決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○鹿野道彦君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第二とともに、内閣提出  
出、地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災  
害補償等共済基金法の一部を改正する法律案を追

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よひて、日程は追加せられました。

日程第二 地方公務員等共済組合法等の一部  
を改正する法律案(内閣提出)

**地方公務員年金法及び年金保険等公務員  
厚生費等共済基金法の一部を改正する法律  
案(内閣提出)**

組合法等の一部を改正する法律案、地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議

惠君。  
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案及び同報告書

地方公務員災害補償法及び消防團員等公務災害  
補償等共済基金法の一部を改正する法律案及

び同報告書

11

左藤恵君登壇

○左藤恵君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

景 俗

10

本案は、地方公務員の災害補償制度につきまして、公務上の災害または通勤による災害を受けた職員及びその遺族の保護の充実を図るため、遺族補償年金の額を平均六・一%引き上げるとともに、障害補償年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金の支給に関する制度を創設する等の改正を行おうとするものであります。

本案は、十月七日本委員会に付託され、十月十七日石破自治大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

○染谷議長　ただいま議題となりました国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○議長(福田一君)　日程第二　國家公務員並有  
償法の一部を改正する法律案を議題といたしま  
す。

# 日程第三 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

誠君。 委員長の報告を求めます。内閣委員会理事染谷

# 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案 及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

「染谷誠君登壇」

## 國務大臣の発言（昭和五十三年度決算の概要 二つ、七）

〔異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長（福田一君） 御異議なしと認めます。よ  
くて、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 採決いたします。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんでした。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。  
以上、御報告を申し上げます。(相手)

修正案が、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新日本クラブの各派共同提案により提出され、趣旨説明の後、採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決したのであります。なお、本案に対し、附帯決議が付されました。以上、御報告を申し上げます。(拍手)

。本案は、十月二十一日本委員会に付託され、十一月六日提案理由の説明を聴取した後、審査を行ひ、同日質疑を終了いたしましたところ、本案に廻し、遺族補償年金の額を引き上げる実施時期を昭和五十五年十一月一日に遡及して適用する旨の修正案が、自由民主党、日本社会党、公明党・国民大会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由

に成立いたしました。

この予算は、財政の節度維持にも配意しつつ、民需の動向を踏まえ、内需の振興のため財政が積極的な役割りを果たす必要があるとの基本的な考え方方に立って、臨時異例の財政運営を行うこととして編成されたものであります。

さらには、その後における経済情勢等にかんがみ、公共事業関係費、文教・社会福祉施設等整備費、構造不況業種・中小企業等特別対策費等の追加を行うほか、水利利用再編対策費等について所

三十図兆九千七十二億円余、歳出の決算額は三十四兆九百六十億円余でありまして、差し引き八千二百十二億円余の剰余を生じました。

この剰余金は、財政法第四十一条の規定によりまして、一般会計の昭和五十四年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、昭和五十三年度における財政法第六条の純剰余金は三千四百三十八億円余であります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては予算額三十四兆四千四百億円余に比べて四千六百七十二億円余の増加となるのであります。この増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加いたした額二千三百三十億円余が含まれておりますので、これを差引きますと、昭和五十三年度の歳入の純増加額は二千三百四十一億円余となるのであります。

その内訳は、租税及び印紙収入、雑収入等にお

ける増加額八千四百五十一億円余、公積金における減少額六千百十億円余となつております。

一方、歳出につきましては、予算額三十四兆四千四百億円余に、昭和五十二年度からの繰越額二千二百八十五億円余を加えました歳出予算現額十四兆六千六百八十五億円余に対しまして、支出済み歳出額は三十四兆九百六十億円余でありまして、その差額五千七百二十五億円余のうち、昭和五十四年度に繰り越しました額は二千四百九十一億円余となつており、不用となりました額は三千二百三十四億円余となつております。

次に、予備費であります。予備費の予算額は二千五億円余であり、その使用額は、二千五億円余であります。

次に、昭和五十三年度の特別会計の決算であります。同年度における特別会計の数は三十九であります。これら決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によつて御了承願いたいと存じます。

次に、昭和五十三年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。同資金への取扱いは、二十二兆五千三百三十七億円余であります。この資金から的一般会計等の歳入余でありますので、差し引き五百九十二億円余が昭和五十三年度末の資金残額となります。

これは、主として国税に係る還付金として支払ひ決定済みのもので、年度内に支払いを終わらなかつたものであります。

次に、昭和五十三年度政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書によつて御了承願いたいと存じます。

以上、昭和五十三年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その大要を御説明申し上げた次第であります。

す。（拍手）

#### 國務大臣の発言（昭和五十三年度決算の概要について）に対する質疑

○議長（福田一君） ただいまの発言に對して質疑の通告があります。順次これを許します。井上一成君。

「井上一成君登壇」

○井上一成君 日本社会党を代表し、昭和五十三年度決算及び関連事項について、総理並びに関係大臣にお尋ねをいたします。

五十三年度予算は、前年度の当初予算に比べて二〇・三%の伸び、一般的公共事業関係費は三

四・五%の大幅増を示していたのであります。

一方、公定歩合も、五十三年三月、四・二五%から三・五〇%という戦後最低の水準に引き下げると、いう金融緩和政策がとられ、こうした放漫とも言える財政金融政策が、今日の実質賃金の目減りをもたらし、国民生活を圧迫し、財政再建を困難ならしめる大きな原因となつたのであります。

鈴木総理は、当然この反省に立つて財政再建に当たる決意を叫ばれたはずであります。いかがでありますでしょうか。

さらに、財政当局は、財政再建イコール大型新税の導入と考へておられるようであります。政府の税制調査会は、消費、流通に着目した新しい問題であります。接税の導入を検討すると答申をまとめられました。が、ここで、総理は、財政再建は一般消費税によらないという昨年十二月の国会決議の精神を尊重し、財政再建は消費、流通に着目した新しい問題にはよらないという決意を改めてお聞かせいたいと思います。（拍手）

ささらに強く指摘すべき点は、財政投融資計画の問題であります。昭和五十三年度決算の概要についての発言 渡辺大蔵大臣の昭和五十三年度決算の概要についての発言 昭和五十三年度決算の概要についての発言 井上一成君の質疑

兆八千億円、二六・四%に上る未消化額を発生したのであります。そのうち、不用額は一兆五千億円であります。中小企業振興事業団、地域整備公団が計画の八五%を使い残したのを初め、日本輸出入銀行、石油公団も、その半分を未消化に終わらせたのであります。

こうした効率の悪い運用実態をそのままにしての財政再建はあり得ないし、とうてい国民のコンセンサスは得られないと思ひます。

ともすれば、そんな運用、甘い基準で引き出され、財政膨張、放漫財政の火種ともなつていて、財投の資金使途を国民の前に明らかにするとともに、財投のあり方全体を抜本的に見直すべきだと思ひます。

五十三年度予算は、前年度の当初予算に比べて二〇・三%の伸び、一般的公共事業関係費は三

四・五%の大幅増を示していたのであります。

一方、公定歩合も、五十三年三月、四・二五%から三・五〇%という戦後最低の水準に引き下げると、いう金融緩和政策がとられ、こうした放漫とも言える財政金融政策が、今日の実質賃金の目減りをもたらし、国民生活を圧迫し、財政再建を困難ならしめる大きな原因となつたのであります。

鈴木総理は、当然この反省に立つて財政再建に当たる決意を叫ばれたはずであります。いかがでありますでしょうか。

さらに、財政当局は、財政再建イコール大型新税の導入と考へておられるようであります。政府の税制調査会は、消費、流通に着目した新しい問題であります。接税の導入を検討すると答申をまとめられました。が、ここで、総理は、財政再建は一般消費税によらないという昨年十二月の国会決議の精神を尊重し、財政再建は消費、流通に着目した新しい問題にはよらないという決意を改めてお聞かせいたいと思います。（拍手）

さらにも、国内的には関西新空港の問題があります。国策空港としての関西新空港建設事業には、費用負担の世代公平論なり、現在の財政状態から財投を積極的に投入すべきだと言われておりますが、総理並びに関係大臣の所感をお伺いしたいと思います。

財投の資金投入については、事業の安全性、堅実性が保証されなければなりませんが、この関西新空港の場合、総事業費の何割程度であればその安全性が保証されるのか、また、将来の回収見通しが明らかになるのか、この点についてもこの際お伺いしておきたいと思います。

財政投融資計画の問題は、財投自身の運用の問題であります。そのうち、不用額は一兆五千億円であります。中小企業振興事業団、地域整備公団、公庫など政府関係機関、特殊法人の問題も指摘しておかなければなりません。とりわけ、鉄道建設公団等の不正経理事件は、KDDや中央競馬会等における公金の乱費とともに、国民の行政、政治に対する不信感をかき立てた最たるものであります。

航空機疑惑を含め、こうした国民の政治不信を払拭し、不正な支出やむだを排除し、かつ、政治の自淨のためにも会計検査院法の改正は急務であります。総理の見解をここで承りたいと思いま

す。（拍手）

さらに、この際お尋ねをいたします。

アメリカの次期大統領にレーガン氏が決まりましたことで、わが国に対して、防衛力増強や経済、貿易の問題でこれまで以上に強い姿勢をとることが考えられます。わが国としては、アジアと世界の平和に貢献するため、防衛力増強に歯止めをかけることはもとより、軍縮、人権尊重のより強い自立的な立場を堅持することが求められます。政府は今後どのように対応されるのか、総理のお考えをお伺いいたしたいと思います。（拍手）

さらに、核と差別をなくし、平和と人権を守ることを政治信条とする私は、自衛のためであれば

ことを政治信条とする私は、自衛のためであれば憲法の解釈上核兵器は保持できると憲法を拡大解釈し、防衛予算の増額を図ろうとする今日の状況を強く憂うるものであります。

総理は、先日の決算委員会において、核兵器は非人道的兵器であると答えられました。この人類を破滅する非人道的な核兵器によって、わが国は世界で唯一の被爆国となり、その中から平和憲法は生まれたのであります。

それゆえに、核廃絶を願う国民の求める憲法解釈は、核兵器は憲法上も保持できないという解釈にはあり得ないとと思うのであります。（拍手）

さらに、驚くべきことに、政府は、生物・化学兵器も憲法上保持できると有権解釈されおりま

す。なぜこのような拡大解釈をされるのか、その意図を、その理由を明らかにしていただきたいと存じます。

すでに八十一カ国が加盟し、一九七五年三月に発効した生物・毒素兵器禁止条約について、政府は署名したまま今日まで国会に承認を求める努力さえしないのはなぜなのか。

また、一九七七年五月発効の環境変更技術の軍事的又はその他の敵対的利用の禁止に関する条約についても、何もないはどうしたことなのか。

こうした条約こそ、わが国が率先して批准すべきではないでしょうか。(拍手)口を開けば平和主義、人権尊重をうたわれる鈴木総理の明快な御答弁をお願いしたいと思うのであります。(拍手)

政府は、核兵器は絶対に保有しないと再三宣言され、その理由の一つとして非核三原則を挙げておられます。生物・化学兵器についてもまた保有しないと明言されております。

核と同様、この生物・化学兵器についても、持たず、つづらず、持ち込ませずという三原則、いわば非毒ガス三原則をこの際明確にすべきだと思いますが、いかがでありますか。(拍手)

もし、明確にできないとすれば、それは米軍により国内に持ち込まれているのではないかと疑惑を持たざるを得ないのであります。国民に要らぬ不安を抱かせないためにも、ぜひ明確にしていただきたいと思います。(拍手)

以上、総理の所信をお伺いして、私の質問を終ります。(拍手)

【内閣総理大臣鈴木善幸君登壇】

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) 井上さんにお答え申し上げます。

まず、五十三年度予算編成時における経済情勢でありますが、当時は、民間経済の回復は緩慢なものにとどまり、雇用面、企業収益面の回復がおくれておりました。また、経常収支は大幅な黒字基調を続けており、その縮小を求める海外からの

要請も高まっています。そのような厳しい情勢の中で、国民生活の安定を確保するとともに、対外均衡の回復を図るという観点から、財政金融に積極的な役割りを期待する政策がとられたのは御承知のとおりであります。

その結果、わが国の経済は順調に回復し、国民生活の安定も確保されてまいりましたが、反面、財政収支のバランスは大幅に悪化する結果となりました。

財政収支の赤字の拡大を放置することは、経済上種々のひずみを生じ、国民生活を破壊するおそれがありますので、五十五年度予算において公債発行額を前年度当初予算よりも一兆円減額し、財政再建の第一歩を踏み出したのであります。現在在編成中の五十六年度予算では、公債発行額を二兆円程度縮減することを目指して作業を進めているところであります。私は、財政再建は現下の緊急課題であると考えておりますので、不退転の決意をもってこれに当たる所存であります。

財政再建イコール大型新税の導入を考えているのではないかとのお尋ねがございましたが、私は、五十六年度予算の編成について、かねがね、いわゆる一般消費税のような新税によらず、思いついた歳出抑制などの努力を尽くした上で、それでもなお歳入が不足する場合には、現行制度の基本的な枠組みの中で增收を図つてまいる旨申し上げております。

なお、昭和五十七年度以降の問題につきましては、本日、税制調査会から中期税制に関する答申を受ける予定になつておりますので、答申を拝見した上、その趣旨を踏まえつゝ、各界各層の御意見を伺いながら、今後慎重に検討してまいりたいと存じます。

財政投融資に関する御質問についてであります。内閣総理大臣(鈴木善幸君) 井上さんにお答え下さい。

まず、まず、財投の資金使途につきましては、財投計画の機関別資金配分のほか、使途別の内訳についておきました。また、経常収支は大幅な黒字基調を続けており、その縮小を求める海外からの

に当たりましては、従来から、効率的、重点的な要請も高まっています。そのような厳しい情勢の中、国民生活の安定を確保するとともに、どの見直しを含め検討を行つてきていますが、御指摘のように、財政再建との関係もきわめて重率的な資金運用となるよう努めてまいりたいと思つております。

財政投融資に関連して、関西空港についてお尋ねがありました。

関西空港につきましては、従来から各種の調査等を進めてきておりましたが、本年九月に、空港計画案の基本となる事項について、航空審議会の答申を得たところであります。今後、関係府県の意見も聴取した上で、関西空港建設についての政府の態度を決定したいと考えておりますが、その際、お尋ねの財源面や採算面につきましても、十分検討を行いたいと思います。

井上議員も御承知のとおり、窒息性、毒性、これらに類するその他のガス、細菌学的手段の使用禁止については、わが国は一九二五年の本件ジエーブ議定書に加盟し、国際的にかかる兵器を使用しないことを約束しております。さらに、わが

不正經理事件や公金の乱費が生んだ国民の政治不信を払拭することは重要な課題であります。井上議員御指摘の会計検査院法の改正が、会計検査院に政府関係金融機関の融資先の企業などに対する強制調査権限を与えるという趣旨であります。すれば、それにつきましては、自由主義的經濟体制下においては公権力の過剰介入になるとの議論もあり、また、政策金融の円滑な遂行との兼ね合いなど、立法政策上いろいろのむずかしい問題が含まれていると聞いております。しかしながら、かねて論議されている問題でありますので、引き続き検討をしてまいりたいと存じます。

次に、レーガン政権の対日政策についてお尋ねがございました。

レーガン次期大統領のもとでの米国の方針を現時点で具体的に論することは時期尚早と考えますが、日米間の友好協力関係は、いまやきわめて強固かつ成熟したものとなつており、日米関係は引き続きわが国外交の基盤をなすものであります。

また、内閣総理大臣(渡辺美智雄君) まず第一に、新しい税制によらないで財政再建をやれ。このことにつきましては総理大臣が詳しく述べをいたしましたので、全く同様でございます。

第二番目でございますが、財投計画について非常にすさんではないか。

確かに、御指摘のように四兆円に上るような未

の整備に努めるとともに、アジアを初めとする世界の平和と安定のために、わが国の国際的地位にふさわしい役割りと責任を積極的に果たしていく所存であります。

軍縮面についても、平和国家としてのわが国の基本的立場を踏まえ、核拡散防止と核軍縮を中心として積極的に努力してまいる考えであります。

なお、人権問題につきましては、各国それぞれの固有の事情を十分に踏まえ、慎重に進めらるべきものと考えております。



りません。このため、国民の多数は、憲法第九条を含むこの憲法改正に大きな不安を感じているのであります。

総理は、この国民の不安を取り除くため、積極的に努力をされるべきであります。

そこで、次の諸点につき、率直な御答弁を承りたいのであります。

自民党憲法調査会では、現憲法は国民に定着していないとしておりますが、総理は、現憲法の定着度をどのように認識しているのか、また、調査会での改正点は憲法第九条にその重点があると言われていますが、第二次世界大戦を経験された総理はどのようなお考えをお持ちか、さらに、第九条に問題があると考えるならば、総理の言う平和主義と、自民党政綱で擁護するとする平和主義とはどのように違うのか、明らかにしていただきたいと思うのであります。

さらにも、十月三十日の参議院法務委員会及び十一月五日の衆議院法務委員会における奥野法務大臣の憲法二十条の規定と閣僚の靖国神社への公式参拝との関連についての発言は、明らかに内閣不統一と見られるが、これをどう受けとめているのか、総理の御見解を明確にしていただきたいのであります。

次に、お尋ねしたいのは、レーガン米大統領のもとにおける今後の日米関係であります。

米国との経済摩擦は、自動車の輸出、電公社の資材調達など、日米基幹産業の全面戦争と言われるまでにエスカレートしてきているのであります。新しい政権下における米国と、こうした貿易問題及び防衛予算増額などの日米間の懸案を今後どのように解決されようとしているのか、具体的に御答弁をいただきたいのであります。

さて、昭和五十三年度決算に関するお尋ねしまりたいと思います。

昭和五十三年度予算が提出された當時を振り返ってみると、わが国経済は、昭和四十八年のオイルショック以来なお五年を経過しても、構造不

況の中の物価高といういわゆるstagflationの波間に漂流する難破船たとえられ、国民はその激浪の中にあってみずから生活防衛に懸命に努力しつつ、新しい目標と進路を求めていたのであります。

そうした中で、昭和五十三年度予算審議に先立つ政府演説で、当時の福田総理は、昭和五十三年度を五十二年度に引き続き転換の時代とされ、経済成長の目標を7%に置き、これへの達成によるとされたのであります。しかしながら、経済成長率は7%目標を大幅に下回る5・7%という遺憾な結果に終わつたのであります。

さらに、低率に抑えられたとする卸売物価及び消費者物価は、政府努力の結果というよりも、むしろ折からの円高に助けられたのであります。このことは、その後円安に推移するや、たちまちインフレ懸念が増大し、五十三年度明けの五十四年の四月と七月の二度にわたり公定歩合が引き上げられましたことを見ても明らかであります。

鈴木総理は、当時、政府が転換の時代とした昭和五十三年度を、今時点はどう評価され、位置づけされようとしておるのか、お伺いしたいところでございます。

今日、政府は国の財政再建を最重要課題としております。大蔵省は、ことしの夏以来、異例とも言われる財政再建キャンペーントを繰り広げていますが、これは福祉の後退か増税かの二者択一を国民に迫ります。新しく政策下における米国と、こうした貿易問題及び防衛予算増額などの日米間の懸案を今後どのように解決されようとしているのか、具体的に御答弁をいただきたいのであります。

財政再建は、行政改革がその前提にあることは國民的合意であります。

これまでの歴代総理は、事あるごとに行政改革の重要性を述べてきましたが、いずれも当初の計画より大幅な後退を見ているのであります。

行政改革とあわせ必要なことは、綱紀の肅正であります。

厳正な綱紀のもとで、主権を持つ国民に奉仕する行政の役割りは、民主主義的基本的要件であることは言うまでもありません。

わが党は、この立場から、政府に対し綱紀の肅正を強く主張してまいりましたが、五十三年度決算を強く主張してまいりましたが、五十三年度決算検査報告を見られる一連の不正事件の発生は、きわめて遺憾と言わねばなりません。いまこそ抜本的綱紀肅正策をとるべきであります。が、不正事件防止の徹底について、いかなる措置をとろうとされるのか、総理にお伺いしたいのであります。

最後に、かねてからの懸案である会計検査院法の改正についてお伺いいたします。

現在、商社、航空機会社等は、政府関係機関である輸銀や開銀から多額の融資を受けているが、そこに贈賄などの不正があつても、検査院は融資先に調査権を及ぼすことができません。国民の税金や資金が正しく使用されたかどうかを監視するのは国会の重大な使命であります。検査院の権限強化に対してはたびたび国会決議がなされていましたが、国会の怠慢と言わざるを得ないのです。政府の怠慢と言わざるを得ないのです。これが、そこに贈賄などの不正があつても、検査院は融資先に調査権を及ぼすことができません。国民

現行の憲法が成立後三十数年間、国民の間に有効に機能してきたことは事実であります。また、現在国民の間には、憲法を改正すべしというコンセンサスが形成されているとは見られない状況にあります。

次に、憲法の基本原則の一つであります平和主義について御意見がありましたら、私も第二次世界大戦を身をもつて経験し、戦争の悲惨さと平和のたつとさを十分承知いたしております。私は、現行憲法の掲げる平和主義は、将来においてもあくまで堅持されるべきものであるという信念を抱いております。

なお、私が考へている平和主義と、自由民主党の政綱に掲げている平和主義との間に差異があることは思っておりません。

また、憲法二十条に関する奥野法務大臣の発言については詳細を承知いたしておりませんが、国会における論議で繰り返し申し上げましたように、鈴木内閣の憲法問題に関する考え方方は、きわめて明確なものであることは御承知のことおりであります。いずれにしても、奥野法務大臣も鈴木内閣の一員としての立場をわきまえた上ででの発言であると存じております。

次に、日米関係についてお答えをいたします。

日米友好協力関係は、双方の努力により今日まで強固なものとなつております。この関係は今後ともわが国外交の基軸をなすものであります。いずれにしても、奥野法務大臣も鈴木内閣の一員としての立場をわきまえた上ででの発言であると存じております。

次に、日米関係についてお答えをいたします。

日米友好協力関係は、双方の努力により今日まで強固なものとなつております。この関係は今後ともわが国外交の基軸をなすものであります。このような基本認識を踏まえ、わが国は、防衛問題については今後ともあくまでわが国自身の自主的判断に基づき、憲法、専守防衛の枠組みの中で、国民のコンセンサスを得つつ取り組んでいく考えであります。

また、日米間の貿易問題につきましては、これが政治問題化いたしまして、日米関係全般に影を落とすような事態にならないよう十分留意しつつ、米側との意思疎通を図り、双方に納得のいく問題の解決を図つてしまいりたいと考えるものであります。

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) 春田さんにお答えを申し上げます。

まず、現行憲法が国民の間に定着しているかどうかという問題であります。この点についてはいろいろな見方があるうかと存じますけれども、

春田重昭君

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕

要求して、私の質問を終わります。(拍手)

以上、総理並びに閣僚大臣の誠意ある御答弁を

いたいのであります。

昭和五十三年度経済の評価についてお尋ねがありません。春田議員も御指摘のとおり、五十三年度予算編成時におきましては、第一次石油危機後の民間経済の回復はなお緩慢なものにとどまり、雇用面、企業収益面では特に回復がおくれております。また、経常収支は大幅な黒字を続け、海外からその縮小が求められておりました。

このような情勢下で五十三年度予算が編成され、五十三年度を迎えたのであります。が、わが国の経済は、五十三年度後半以降次第に自律的な回復過程に入り、雇用情勢も改善に向かいました。確かに御指摘の円高の効果はありました。が、物価の安定化傾向はさらに強まり、国際収支も均衡に向かつたのであります。

このような状況から判断いたしまして、私は、五十三年度は内外ともにほぼ均衡がもたらされた年であったと考えており、その意味で福田さんのおっしゃる転換の年とも呼べるものと思います。

こうした背景には、五十年代以降五十三年度に至るまで、経済政策が積極的な景気浮揚を目指し実施されてきたことが民間設備投資の盛り上がりなどにつながったという要因が大きかったと思つております。

次に、不正経理等を防止するため公務員の綱紀矯正を図れとの御叱正がありましたが、官庁綱紀の矯正については、今後とも引き続き政府の取り組むべき最重要課題の一つとして厳しい姿勢で対処し、国民の信頼の確保に努めてまいる所存であります。

会計検査院法の改正についてお尋ねがございましたが、先刻井上さんにお答えをいたしましたところ、立法政策上いろいろとむずかしい問題があり、まだ関係者の間で合意に至つておりません。しかしながら、かねてから論議されている問題でありますので、引き続き検討させていただきます。

第二臨調など残余の点につきましては、所管大

臣から答弁をいたさせます。(拍手)

○國務大臣(渡辺美智雄君) 春田議員にお答えをいたします。

大蔵省は、ゼロリストなるものを出して、歳出の大額カットが増税かと迫っている、安易な増税をやつてはいけない、全く私もそのとおりであると存じます。安易な増税はいけません。

御承知のとおり、財政再建をやるために、やはり国債をこれ以上ふやすことはできない。したがつて、五十三年度実績で十三兆という実績ですから、それよりも低いものにしなければなるまい。したがつて、五十四年度発行額の十四兆よりは二兆円程度国債の発行額を少なくするというところがいいんじやないか。それを実現するために、歳出は五十五年度並みでござります。ということを示したのがゼロリストであります。

したがいまして、これは非常に大変なことなわけでありまして、極力まず歳出のカットというととをやらなければなりません。歳出を同じ程度予算に組みますと言つてもあれぐらいのいろいろ御批判が出るわけございまさから、さらにそれが減らすという話をこれからするわけございまして、非常に大変なことになるのじゃないかと

第二に、当面の改革をいかにするか、こういう御質問でございますが、第一に、宇野長官が残しました五十五年行革を完遂することでございまして、八〇年代以降におきます日本の行政の軌道を設定したい、その指針をつくついています。そして、八〇年代以降におきます日本は二十九兆円、国債発行残高は七十一兆円にも累積し、達するものと予想されます。

民社党は、これまで、財政再建問題に対しても現実的かつ具体的な提言を行つてまいりました。

○議長(福田一君) 三浦隆君。

○三浦隆君 私は、民社党・国民連合を代表し、

昭和五十三年度決算及び関連事項につきまして、

財政再建問題を中心に、總理並びに閣僚大臣の御見解をお伺いしたいと思います。(拍手)

そもそも、決算審査の要諦は、予算執行のむだ

を省き、継続的に財政の健全化を図ることであります。

昭和五十五年度末の特例公債の残高

は二十九兆円、国債発行残高は七十一兆円にも累

積し、達するものと予想されます。

民社党は、これまで、財政再建問題に対しても現実的かつ具体的な提言を行つてまいりました。

○議長(福田一君) 三浦隆君。

○三浦隆君 私は、民社党・国民連合を代表し、

昭和五十三年度決算及び関連事項につきまして、

財政再建問題を中心に、總理並びに閣僚大臣の御見解をお伺いしたいと思います。(拍手)

大蔵省は、零リストなるものを出して、歳出の大額カットが増税かと迫っている、安易な増税をやつてはいけない、全く私もそのとおりである

と存じます。安易な増税はいけません。

御承知のとおり、財政再建をやるために、や

りは国債をこれ以上ふやすことはできない。した

がつて、五十三年度実績で十三兆という実績です

から、それよりも低いものにしなければなるま

い。したがつて、五十四年度発行額の十四兆より

は、四兆円程度国債の発行額を少なくするというと

ころがいいんじやないか。それを実現するために、

も、歳出は五十五年度並みでござります。といふことを示したのがゼロリストであります。

したがいまして、これは非常に大変なことなわけ

であります。そして、八〇年代以降におきます日本の行

政改革の軌道を設定したい、その指針をつくついて

います。そして、八〇年代以降におきます日本の行

政改革の軌道を設定したい、その指針をつくついて

います。

この一言に言えば、こういう性格があると思っております。

そこで、八〇年代以降におきます日本の行

政改革の軌道を設定したい、その指針をつくついて

います。

そこで、まず第一に、行政改革についてお尋ね

いたします。

昨日の本会議で、第二次臨調設置に向けての法

案が上程されました。昭和三十九年第一次臨調答

申における許認可事項の整理合理化の例を見まし

ても、臨調答申の主張は骨抜きにされ、國民や企

業の負担軽減と関係行政事務量の縮減という具

体的効果はほとんど上がつていません。

しかば、今回の第二次臨調にしましても、果

たして答申が財政再建に間に合うか、答申が間に

合つたとしても実行に向けて勇気と決断があるの

かという点において、その保障は全くありません。

(拍手) 第二次臨調が行管庁の逃げ道でないよ

う、行管庁長官の政治生命をかけた決意を披瀝し

ます。

○議長(福田一君) 三浦隆君。

○三浦隆君 私は、民社党・国民連合を代表し、

昭和五十三年度決算及び関連事項につきまして、

財政再建問題を中心に、總理並びに閣僚大臣の御見解をお伺いしたいと思います。(拍手)

大蔵省は、ゼロリストなるものを出して、歳出の大額カットが増税かと迫っている、安易な増税をやつてはいけない、全く私もそのとおりである

と存じます。安易な増税はいけません。

御承知のとおり、財政再建をやるために、や

りは国債をこれ以上ふやすことはできない。した

がつて、五十三年度実績で十三兆という実績です

から、それよりも低いものにしなければなるま

い。したがつて、五十四年度発行額の十四兆より

は、四兆円程度国債の発行額を少なくするというと

ころがいいんじやないか。それを実現するために、

も、歳出は五十五年度並みでござります。といふことを示したのがゼロリストであります。

したがいまして、これは非常に大変なことなわけ

であります。そして、八〇年代以降におきます日本の行

政改革の軌道を設定したい、その指針をつくついて

います。

この一言に言えば、こういう性格があると思っております。

そこで、まず第一に、行政改革についてお尋ね

いたします。

昨日の本会議で、第二次臨調設置に向けての法

案が上程されました。昭和三十九年第一次臨調答

申における許認可事項の整理合理化の例を見まし

ても、臨調答申の主張は骨抜きにされ、國民や企

業の負担軽減と関係行政事務量の縮減という具

体的効果はほとんど上がつていません。

しかば、今回の第二次臨調にしましても、果

たして答申が財政再建に間に合うか、答申が間に

合つたとしても実行に向けて勇気と決断があるの

かという点において、その保障は全くありません。

(拍手) 第二次臨調が行管庁の逃げ道でないよ

う、行管庁長官の政治生命をかけた決意を披瀝し

ます。

○議長(福田一君) 三浦隆君。

○三浦隆君 私は、民社党・国民連合を代表し、

昭和五十三年度決算及び関連事項につきまして、

財政再建問題を中心に、總理並びに閣僚大臣の御見解をお伺いしたいと思います。(拍手)

大蔵省は、ゼロリストなるものを出して、歳出の大額カットが増税かと迫っている、安易な増税をやつてはいけない、全く私もそのとおりである

と存じます。安易な増税はいけません。

御承知のとおり、財政再建をやるために、や

りは国債をこれ以上ふやすことはできない。した

がつて、五十三年度実績で十三兆という実績です

から、それよりも低いものにしなければなるま

い。したがつて、五十四年度発行額の十四兆より

は、四兆円程度国債の発行額を少なくするというと

ころがいいんじやないか。それを実現するために、

も、歳出は五十五年度並みでござります。といふことを示したのがゼロリストであります。

したがいまして、これは非常に大変なことなわけ

であります。そして、八〇年代以降におきます日本の行

政改革の軌道を設定したい、その指針をつくついて

います。

この一言に言えば、こういう性格があると思っております。

そこで、まず第一に、行政改革についてお尋ね

いたします。

昨日の本会議で、第二次臨調設置に向けての法

案が上程されました。昭和三十九年第一次臨調答

申における許認可事項の整理合理化の例を見まし

ても、臨調答申の主張は骨抜きにされ、國民や企

業の負担軽減と関係行政事務量の縮減という具

体的効果はほとんど上がつていません。

しかば、今回の第二次臨調にしましても、果

たして答申が財政再建に間に合うか、答申が間に

合つたとしても実行に向けて勇気と決断があるの

かという点において、その保障は全くありません。

(拍手) 第二次臨調が行管庁の逃げ道でないよ

う、行管庁長官の政治生命をかけた決意を披瀝し

ます。

○議長(福田一君) 三浦隆君。

○三浦隆君 私は、民社党・国民連合を代表し、

昭和五十三年度決算及び関連事項につきまして、

財政再建問題を中心に、總理並びに閣僚大臣の御見解をお伺いしたいと思います。(拍手)

大蔵省は、ゼロリストなるものを出して、歳出の大額カットが増税かと迫っている、安易な増税をやつてはいけない、全く私もそのとおりである

と存じます。安易な増税はいけません。

御承知のとおり、財政再建をやるために、や

りは国債をこれ以上ふやすことはできない。した

がつて、五十三年度実績で十三兆という実績です

から、それよりも低いものにしなければなるま

い。したがつて、五十四年度発行額の十四兆より

は、四兆円程度国債の発行額を少なくするというと

ころがいいんじやないか。それを実現するために、

も、歳出は五十五年度並みでござります。といふことを示したのがゼロリストであります。

したがいまして、これは非常に大変なことなわけ

であります。そして、八〇年代以降におきます日本の行

政改革の軌道を設定したい、その指針をつくついて

います。

この一言に言えば、こういう性格があると思っております。

そこで、まず第一に、行政改革についてお尋ね

いたします。

昨日の本会議で、第二次臨調設置に向けての法

案が上程されました。昭和三十九年第一次臨調答

申における許認可事項の整理合理化の例を見まし

ても、臨調答申の主張は骨抜きにされ、國民や企

業の負担軽減と関係行政事務量の縮減という具

体的効果はほとんど上がつていません。

しかば、今回の第二次臨調にしましても、果

たして答申が財政再建に間に合うか、答申が間に

合つたとしても実行に向けて勇気と決断があるの

かという点において、その保障は全くありません。

(拍手) 第二次臨調が行管庁の逃げ道でないよ

う、行管庁長官の政治生命をかけた決意を披瀝し

ます。

○議長(福田一君) 三浦隆君。

○三浦隆君 私は、民社党・国民連合を代表し、

昭和五十三年度決算及び関連事項につきまして、

財政再建問題を中心に、總理並びに閣僚大臣の御見解をお伺いしたいと思います。(拍手)

大蔵省は、ゼロリストなるものを出して、歳出の大額カットが増税かと迫っている、安易な増税をやつてはいけない、全く私もそのとおりである

と存じます。安易な増税はいけません。

御承知のとおり、財政再建をやるために、や

りは国債をこれ以上ふやすことはできない。した

がつて、五十三年度実績で十三兆という実績です

から、それよりも低いものにしなければなるま

い。したがつて、五十四年度発行額の十四兆より

は、四兆円程度国債の発行額を少なくするというと

ころがいいんじやないか。それを実現するために、

も、歳出は五十五年度並みでござります。といふことを示したのがゼロリストであります。

したがいまして、これは非常に大変なことなわけ

であります。そして、八〇年代以降におきます日本の行

政改革の軌道を設定したい、その指針をつくついて

います。

この一言に言えば、こういう性格があると思っております。

そこで、まず第一に、行政改革についてお尋ね

いたします。

昨日の本会議で、第二次臨調設置に向けての法

案が上程されました。昭和三十九年第一次臨調答

申における許認可事項の整理合理化の例を見まし

ても、臨調答申の主張は骨抜きにされ、國民や企

業の負担軽減と関係行政事務量の縮減という具

体的効果はほとんど上がつていません。

しかば、今回の第二次臨調にしましても、果

たして答申が財政再建に間に合うか、答申が間に

合つたとしても実行に向けて勇気と決断があるの

かという点において、その保障は全くありません。

(拍手) 第二次臨調が行管庁の逃げ道でないよ

う、行管庁長官の政治生命をかけた決意を披瀝し

ます。

○議長(福田一君) 三浦隆君。

○三浦隆君 私は、民社党・国民連合を代表し、

昭和五十三年度決算及び関連事項につきまして、

財政再建問題を中心に、總理並びに閣僚大臣の御見解をお伺いしたいと思います。(拍手)

大蔵省は、ゼロリストなるものを出して、歳出の大額カットが増税かと迫っている、安易な増税をやつてはいけない、全く私もそのとおりである

ていただきたいと思います。（拍手）

第二に、不公平税制の是正と予算編成に当たつての情報の公開化についてお尋ねいたします。

〔議長退席、副議長着席〕

中国のことわざにいわく、「衆を得ればすなわち國を得、衆を失えばすなわち國を失う」とあります。政府・自民党が一般消費税など大衆増税により国民を苦しめ、一方、不公平税制の是正に目をつぶり、大企業並びに富裕者に甘い姿勢をとるその考え方は、すでに多くの国民の信を失っているものと確信いたします。

一昨日五日の夕刊紙に報じられた世論調査でも、国民は、現在の税負担を七八・一%もの多くが重いものと感じていると伝えております。

鈴木内閣は、来年度税制の改正において、法人税の仕組みの見直し、高額所得者に対する課税強化など、富の不平等な分配の是正について具体的にいかなる検討をなされているのか、また、予算の編成に当たって大蔵省による情報の独占をどこまで公開される御用意があるのか、大蔵大臣にお伺いしたいと思います。（拍手）

第三に、財政再建に向けての特別法制定の動きについてお尋ねいたします。

最近、政府は、財政再建のために特別法を制定し、歳出面では補助金の整理合理化、歳入面では物品税の期限つき増税などを検討しているようあります。しかし、この特別法はもろ刃の剣であって、その扱いはきわめて慎重でなければなりません。その作業の現状と、これに対する御見解を総理並びに大蔵大臣にお伺いしたいと存じます。

第四に、財政再建に対する基本方針についてお尋ねいたします。

わが党は、福祉社会の建設を計画的に推進し、同時に、財政再建を進めるために中期財政計画の策定が不可欠であると強く主張してまいりました。すなわち、政府による財政收支試算のようだ。

単に新経済社会七ヵ年計画に盛り込まれた指標を利用するのみではなく、財政の現状を踏まえ、より厳密に将来の財政の姿を国民の前に明らかにすべきであります。（拍手）わが党の毎年見直しを行

うローリング方式による中期財政計画の策定についてお尋ねいたします。

昭和五年、大蔵官僚出身の濱口首相がピストルで撃たれ死亡し、同七年、浜口内閣の大蔵大臣であった井上準之助が射殺されたいわゆる血盟団事件につき、総理は思ひをはせていただきたいと思

います。この二人が射殺された主な理由は、金解禁、緊縮財政を強行し、物価を引き下げ、産業の整理と合理化を行つたからであると言われております。しかも、その後の日本が、五・一五事件から二・二六事件へと進んで、ファシズム化していくのは、われわれの記憶に新しいところであります。このことは、財政再建が国民の理解のもとに進めなければ大変なことになることを意味しています。

次に、財政再建に取り組む基本姿勢についてお尋ねがございました。

私は、所信表明において述べましたとおり、現在のような大量の公債に依存した財政運営は、單に財政の破綻を招くばかりでなく、わが国経済と国民生活を根底から揺らがすものとなりかねない

と、深く憂慮いたしております。

このため、現在編成中の来年度予算では、公債発行額を今年度より二兆円程度削減することを目途に作業を進めていますが、来年度予算の編成

は、歳出の抑制のため、あらゆる面での犠牲を求めるとともに、現行税制の基本的枠組みの中で歳入の見直しを行つていかなければならないとい

う、厳しい情勢に置かれております。しかし、私は、わが国の将来の基盤を確かなものにするため、断固として財政再建に当たる決意でございま

す。御協力を賜りたいと存じます。

残余の点につきましては、所管大臣から答弁をいたさせます。（拍手）

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇〕 お答え申し上げます。

また、財政再建のやり方と結果によりましては、ファシズムが再現するおそれなしとしないのあります。どうか、責任ある御答弁をいただきたいと思います。（拍手）

これをもちまして、私の質問を終わらしていただきます。（拍手）

○内閣総理大臣（鈴木善幸君） 三浦さんにお答えをいたします。

まず、財政再建のための特別法制定についてあります。

政府は、目下財政当局を中心にして財政再建の作業に真剣に取り組んでおるところであります。講じて、その形式をどうするかにつきましては、講じようとする諸施策の内容や法技術的な問題にもよります。所要の立法、法律改正などを行うに当たつて、その形式をどうするかにつきましては、講じて、しかもその中身は、特別措置法不公正と一概に言われますが、約一兆円近い減税がございまして、しかしながら、その中の約八千億円、七千九百数十億というものは、これはもう個人間際の零細なマル優とか生命保険料控除とか、住宅取得促進措置とか利子配当の分離課税というようなもので、国民に直接関係のあるものばかりであります。

したがつて、これも全部切つてしまえ、どうせこの際だから、金がないなら一切やめてしまえという議論になりますと、それも一つの考え方だと私も思つてゐるのです。しかし、そういうことはどちらでありますので、なお慎重に検討してまいらなければならぬと存じます。

次に、財政再建に取り組む基本姿勢についてお尋ねがございました。

私は、所信表明において述べましたとおり、現在のような大量の公債に依存した財政運営は、單に財政の破綻を招くばかりでなく、わが国経済と国民生活を根底から揺らがすものとなりかねないと、深く憂慮いたしております。

このため、現在編成中の来年度予算では、公債発行額を今年度より二兆円程度削減することを目途に作業を進めていますが、来年度予算の編成

は、歳出の抑制のため、あらゆる面での犠牲を求めるとともに、現行税制の基本的枠組みの中で歳入の見直しを行つていかなければならないとい

う、厳しい情勢に置かれております。しかし、私は、わが国の将来の基盤を確かなものにするため、断固として財政再建に当たる決意でございま

す。御協力を賜りたいと存じます。

残余の点につきましては、所管大臣から答弁をいたさせます。（拍手）

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇〕 お答え申し上げます。

また、財政再建をやるに当たつて不公平税制の是正をやれど。これは御承知のとおり、昭和五十五年度から特別措置法についてはその整理合理化

を続けてきたところであります。したがつて、昭和四十七年度法人税収に対する企業関係租税特別措置の減収割合というものを見ますと、当時九%もそれによって減税になつておつた。ところが、五十五年度は二・二%ということでございました。

そこで、執行面において落ちこぼれのないよう、厳重に、厳格にやつてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

ただ、執行面での脱税その他がよく問題になるわけでございますが、これらにつきましては、極力税の執行面において落ちこぼれのないよう、厳重に、厳格にやつてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

法人税の仕組みの見直しや高額所得者に対する課税、財産課税、そういうものをやれ、富の不公平等な分配を直せ、具体的に検討しているかというようなお話をございます。

いつでもいろいろなことは研究はしておりますわけ

でござりますが、法人税の問題につきましては、国際的な動向も注意しながら政府の税調等においても検討してもらつておるので、現在の法人税の負担調整に關する仕組みの骨格は、これは維持されることがいいのではないかなんと言ふ人もござりますが、しかし法人税は、こういうときでありますから、もう少し負担をいただいてはどうかといふような議論等もあり、いま検討しているわけです。

高額所得者に対する課税強化については、わが国の高額所得者階層の実効税率は最高九三%、八千万円以上は九三%取るわけですから、スウェーデンとともに世界で一番ずば抜けで高いわけであります。したがつて、一〇〇%取つてしまえということになれば話は別でありますけれども、高額所得者については、これ以上強化をするということは世界に余り例がございませんし、私は問題があるんじゃないかななど、いふような気がいたしましておるところでございます。

資産課税の問題については、これは分離課税で、ともかく高額所得者の人で七〇%も八〇%も取られるべきものが三五%で済んでゐるじゃないか、けしからぬ、これは広く言われてきたことでござりますので、五十九年度から利子、配当すべてを総合課税にする。そのためには、グリーンカードといふものもこしらえるということで、目下、法案も成立しておるし、その準備を着々やつておるところでございます。

富裕税等の問題につきましては、いろいろ問題がございますが、目下のところ、これはそのわりに効果が少ないので、九〇%も取つたほかに、また残つてゐるものを見るといふのは、相続税のときに取るわけですから、これはどういうものか、非常にむずかしいんじゃないのか、簡単に言うと、むずかしいんじゃないかということであります。

それから、情報の公開につきましては、これはシリング梓とか各省の要求、大蔵省の内示、い

な公開制度の問題についても、シーリング枠の公開とかあるいは予算の一次内示の公開とか、そういうようなものは、ほとんど大部分の国でやっています。したがって、これらについては私は、世界の主要国と比べると、一番公開しているんじゃないかというように思つておる次第でございます。

それから、財政の特別法の制定の検討につきましては、これは歳出削減等の諸施策の検討結果を踏まえた上で、これらの諸施策のうち、法的措置が必要なものについて所要の法律改正を行うこととなるかもしれません、その立法形式につきましては、非常に法技術的な問題もあるうかと思われますので、いまここで私が断言できる段階ではない、もう少し慎重に検討させていただきたい、かようと考えております。

それから中期財政計画の策定の問題につきましても、後年度負担額推計を基本として、毎年のローテリングを前提とした財政計画の策定は検討はいたしておりますが、非常にいろいろむずかしい問題が実はたくさんあるわけであります、策定のめどはまだ立つておらないというのが、正直に申し上げまして実情でございます。

世界の例を見ましても、財政計画を立てるところでは経済計画を持つております。経済計画を持つておるところは財政計画を持つております。日本で二つ持つということが果たしてどういうことなのか。これらの問題も含めまして、さらに一層詰めて、できるまでのことはひとつやつてみようということで、目下努力いたしておる最中でございます。(発言する者あり)実際のこところがそういうことなんです。

ところが、財政再建に関する基本的な方針につきましては、総理大臣も不退転の決意でこれはやろうということを言っておるわけでござりますから……(発言する者あり)それはいまからやるわけですから。それは確かに不退転の決意でございますから、それは御承知のとおり。実際はできないのです。たとえば来年当然増が一兆五千億円ございますよと、当然増というものは当然増なんだから、必然的にふやすんだという考え方ではとても一、それだけでも二兆円以上の増税をしなければやれないということになるわけですし、そのほかに、仮に政策経費といつものについて全部がスクラップ・アンド・ビルトという中でおさまればいいが、おさまらない場合にはどうするのか。これも増収をしなければできないのですよ。

ですから、これは命がけでやる仕事であるということを言つておるのでありますし、われわれといたしましては、今までのような考え方で、当然増は当然伸びるんだということは、ちょっとこの際は考え直さなければならんじやないかと、いうことも含めて、非常に厳しいことをやらなければならぬ。そういう意味で命がけでやらなければならぬという点は総理大臣と同じでござります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 行革の決意いかんと、いう御質問でござりますが、時代の趨勢を見ますと、国民の皆さんには、いま政府や行政の能率がきわめて悪い、あるいは冗費を節約せよ、そういう御批判の声が非常に強いことを承知しております。しかも国民の皆さんは、石油危機に当たりましては株を売り、土地を売り、夜なべ仕事をしないやな人員整理までやつて、減量で血のにじむ努力をしたわけでございます。

したがいまして、政府は、金がないと言つて、便々としておるところではないのであります。政府みずから姿勢を止さなければ国民の納得は得られません。国民の皆さんのが苦労したように、私

○副議長(岡田春夫君) 辻第一君

◎ 藝文

○辻第一君 私は、日本共産党を代表して、昭和五十三年度決算に關連し、總理に質問いたしました。

費の国庫債務負担行為を前年度の二・一六倍に急増させるなど、軍事費を拡大し、P3C、F15の新規発注を行っています。同年十一月には、政府は日米防衛協力指針を取り決め、日米共同作戦休戦制への新たな一步を踏み出しました。これは、集団自衛権を否定しているわが国憲法に明らかに違反するものであります。

ところが、財政再建に関する基本的な方針につきましては、総理大臣も不退転の決意でこれはやろうということを言っておるわけでござりますから……(発言する者あり)それはいまからやるわけですから。それは確かに不退転の決意でございますから、それは御承知のとおり。実際はできないのです。たとえば来年当然増が一兆五千億円ございますよと、当然増というものは当然増なんだから、必然的にふやすんだという考え方ではとても一、それだけでも二兆円以上の増税をしなければやれないということになるわけですし、そのほかに、仮に政策経費といつものについて全部がスクラップ・アンド・ビルトという中でおさまればいいが、おさまらない場合にはどうするのか。これも増収をしなければできないのですよ。

ですから、これは命がけでやる仕事であるということを言つておるのでありますし、われわれといたしましては、今までのような考え方で、当然増は当然伸びるんだということは、ちょっとこの際は考え直さなければならんじやないかと、いうことも含めて、非常に厳しいことをやらなければならぬ。そういう意味で命がけでやらなければならぬという点は総理大臣と同じでござります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 行革の決意いかんと、いう御質問でござりますが、時代の趨勢を見ますと、国民の皆さんには、いま政府や行政の能率がきわめて悪い、あるいは冗費を節約せよ、そういう御批判の声が非常に強いことを承知しております。しかも国民の皆さんは、石油危機に当たりましては株を売り、土地を売り、夜なべ仕事をしないやな人員整理までやつて、減量で血のにじむ努力をしたわけでございます。

したがいまして、政府は、金がないと言つて、便々としておるところではないのであります。政府みずから姿勢を止さなければ国民の納得は得られません。国民の皆さんのが苦労したように、私

○副議長(岡田春夫君)　辻第一君。

〔辻第一君登壇〕

○辻第一君　私は、日本共産党を代表して、昭和五十三年度決算に関連し、総理に質問いたします。

昭和五十三年度決算では、防衛庁の航空機購入費の国庫債務負担行為を前年度の一・一六倍に急増させるなど、軍事費を拡大し、P-3C、F-15の新規発注を行っています。同年十一月には、政府は日米防衛協力指針を取り決め、日米共同作戦体制への新たな一步を踏み出しました。これは、集団自衛権を否定しているわが国憲法に明らかに違反するものであります。

私は、まず第一に、憲法について総理の見解をただすものであります。

日本国憲法については、サンフランシスコ条約締結交渉の当時から、アメリカが日本の再軍備と改憲への努力を再三強く要求していたことが、アメリカの外交機密文書の公表などによって明らかになっています。自民党などの自憲憲法制定の名による改憲運動は、その出発点からこのようないま懸命の努力をしておるところでございます。

アメリカの要求に呼応して進められてきたものであります。

また、ことし八月の日米安保セミナーで、日米双方から安保条約の再編、憲法改定の主張が強調されたことからも明らかのように、今日の改憲運動は、安保条約を攻守同盟に変えていこうとするアメリカの強い意向にこたえるものであります。

総理は、改憲についてのアメリカの圧力を否定



す。そのために財政の不均衡が拡大したと言えます。しかし、後半、民間の設備投資が活発になりました。かなり回復し、国際収支も改善されました。五十四年度も、引き続き内需を中心で安定的な成長を遂げ、設備投資も個人消費も一応順調となりましたが、これは民間企業の活力に負うところが大きいと思います。

日本の自動車対米輸出や電電公社の入札問題についても、米国の姿勢が厳しいものとなることは容易に想像されます。

このような米国新政権の日本に対して強まるであろう経済面での姿勢に対し、鈴木總理はどのように対処していくお考えか、承りたいと思います。

次に、外交面について、

一方、米ソ関係については、米国の新政権はガーディーの対立関係で割り切りがちであります。わが国はソ連のアフガニスタン侵入の制裁措置について米国と歩調をそろえましたが、日米関係がいかに重要であるとはいえ、ソ連と隣接をする日本としては、おのずから米国と立場を異にする場合もあるのが当然であります。力の論理で押しまくるであらう新し、米国の政策に懸念牛で追随していく

次に、官厅綱紀の肅正について御指摘があります。  
私は、清潔な政治、規律ある行政が国民の信頼を得る原点であり、政府の取り組むべき重要な課題であるとの考え方にして、全省庁に対し、官廳綱紀の肅正に真剣に取り組むよう指示しているところであります。今後とも官廳綱紀の確保に敬意を持った御指導を賜りますようお願い申し上げます。

そして五十五年度、本年度は臣間の自己負担が期待されるところから、国債を減らすなど財政政策に再建にウエートを置いております。しかし、設備投資についても最近ではかげりが見え始め、また、個人消費は落ち込みつつあります。これは今後も不安な材料となっております。来年度予算の編成に当たって歳出削減や行政改革を断行したとしても、大幅な赤字は避けられないところであります。最近発表された政府税制調査会の中长期答申によれば、大型消費税の導入に道を開いているあります。

鈴木総理は、所信表明の中で、政治、経済上の理念をともにする米国、E C諸国などの自由主義諸国との連携を強化し、特に日米関係を外交の中に据え、搖るぎない信頼関係を保っていくと強調しておられます。同様に、A S E A N諸国や中国、韓国などの近隣諸国との関係も、支援や友好往来を深めるとして述べておられます。ソ連に対しても、ソ連側の誠意を具体的行動で求め、イラン・イラク戦争の早期解決を期待しておられます。しかし、米国新政権は、対ソ対決姿勢を柱とする強硬的な外交政策を推進する危険性があります。

そこで、日本の平和と安全にとって重要な米中及び米ソの関係について私は触れたいと思いま

ていいものかどうか。ときにはアメリカに自制を求める必要も生まれるのではないかでしょうか。もちろん、ソ連に対しても、北方四島の一括返還やアフガニスタンからの撤収を迫る毅然とした態度を堅持しながらも、日本の独立性を發揮し、日ソの関係改善を強力に進めるとともに、米ソのデタント、緊張緩和にも一定の役割りを果たす、そのことがわが国の国際平和に対する責任と役割りでもあると考えますが、総理並びに外務大臣のお考えを明らかにしていただきたいのであります。

なお、近く日ソ円卓会議がモスクワで開催され、日本からも大ぜいの政治家や経済人、学者、ジャーナリストなどが参加しますが、こうした状況の中で、より民間ノミレの父兄、交流が

私は、良好な日米経済関係を保つことは、政権担当者の交代にかかわらず、米国政府の基本的内考え方であると理解しております。したがって、新政権のもとでも、日米経済関係についての米国の政策に基本的な変化があるとは考えておりません。

御指摘の自動車及び電電公社等、当面の貿易關係上の問題につきましては、政府といたしましては、これらの問題が先鋭化し日米関係全般に悪影響を及ぼす事態とならないよう努力をしておるところであります。これが政治問題化するといった事態は可としても避けなければなりません。先

そこで、経済企画庁長官に、今後の景気見通し、通しを明らかにしていただきたいと思います。さて、米国の新政権が誕生することに伴い、日本の経済や外交が今後どのように展開していくのか、国民は強い懸念を抱いております。そこで、私は、こうした新しい事態を踏まえて、以下数点について取り上げてみたいと思います。

特に私は米中関係に深い関心を持っています。レーガン氏が台湾との公式関係の樹立を目指して以来、中国はレーガン氏に非常な警戒心を持つております。私が九月に、田川、河野両氏と一緒に訪問し、万里閣首相以下中国政府首脳と会見した際、レーガン政権の誕生に強い懸念を表明しておられたことを思い起こしますと、今後の米中関係は必ずしも從来どおりの友好を保てると察観する

○内閣総理大臣（鈴木善幸君） 小杉さんにお答えを  
す。（拍手）

明快な答弁を期待して、私の質問を終わらませ  
大切だと考えますが、こうした交流についてどの  
よう評価をされますか、あわせてお聞かせいた  
だきたいのであります。

般、アスキュー代表がお見えになりました際に、私からそのように申し入れ、先方も同感の意を表明しておったところであります。

政府といたしましては、このような考え方を立てて、米側と十分意思疎通を図りつつ、問題の円満な解決のため努力をしてまいる所存でござい

地すべり的勝利を獲得したレーガン氏は、外交、財政、軍事の諸政策において力の政策を実行する見られています。マンスフィールド米国大使によれば、対日関係はレーガン政権下においても基本的に変わるものではないと声明しておりますが、共和党が信条としている相互主義から考慮すると、先ほども指摘があつたように、日本に対する軍備増強の要求がさらに強まると考えられ

ることはできません。この点について、外務大臣はどのように分析されておられるのでしょうか。日中友好がかつて米中に先を越され、あわてて追随をした過去を反省し、いまこそ、隣国である日本が、レーガン新政権下の米中関係の友好促進に大きな力を發揮し、橋渡しの役割りを果たすべきときと考えますが、総理の所信をお示しいただきたい。

をいたします。  
まず最初に、私の決算に対する基本的な考え方について御質問がございました。  
私は、決算は予算の鏡であると考えております。決算の厳正な審査を行い、その反省を止しくして、予算に反映することによって、国民の納得と支持を得る予算編成をなし得るものと存じます。この点、小杉議員と見解を同じくするものであります。

次に、米中関係でありますか。私は、良好な米中関係の進展はアジアの平和と安定に寄与するものであると考えております。したがつて、わが国としては、今後とも米中関係の順調な進展を期待するものであります。政府としても、今後とも、なし得る範囲内で両国の関係の順調な進展に協力していく所存でございます。

次に、ソ連との関係についてお尋ねがございま

○内閣総理大臣（鈴木善幸君） 小杉さんにお

答  
文

まず最初に、私の決算に対する基本的な考え方について御質問がございました。

私は、決算は予算の鏡であると考えております。決算の厳正な審査を行い、その反省を正しく予算に反映することによって、国民の納得と支持を得る予算編成をなし得るものと存じます。この点、小杉議員と見解を同じくするものであります。

次に、米中関係でありますか。私は、良好な米中関係の進展はアジアの平和と安定に寄与するものであると考えております。したがつて、わが国としては、今後とも米中関係の順調な進展を期待するものであります。政府としても、今後とも、なし得る範囲内で両国の関係の順調な進展に協力していく所存でございます。

次に、ソ連との関係についてお尋ねがございま

した。

レーガン次期大統領政権の対外政策につきましては、新政権がまだ発足していない現段階で具体的な見通しを述べることは困難であります。いずれにいたしましても、平和的話し合いを通じてソ連との問題解決に当たつていくとの米国の基本姿勢は、レーガン政権のもとにおいても変わらないものと考えます。

現在の米ソ関係は、ソ連の一貫した軍事力増強及びアフガニスタンへの軍事介入等により、現在後退を余儀なくされていますが、わが国といたしましては、アフガニスタン問題が速やかに解決され、米ソを中心とする東西関係が良好な状況を回復することを希望しております。

なお、ソ連は、御指摘のとおり、わが国にとりが国の対外関係の中でもきわめて重要なものであると考えておりますが、不幸にして今日の日ソ関係は、アフガン問題に加え、北方領土軍備強化など、ソ連側の行動に起因して厳しい局面を迎えております。

このようなきわめて遺憾な状況の中で、わが國の方からいわゆる対ソ修復論を唱えることは筋が通らず、国民の納得を得ることは困難であると考えます。

もとより、政府としては、ソ連との間に眞の相互理解に基づく安定的な関係を確立することを望むものであります。過般の私の所信表明でも述べましたとおり、日ソ関係发展への道を開く環境をつくるためにも、ソ連側においてその誠意を具体的行動をもつて示すことを強く期待するものであります。

残余の点は、関係大臣から答弁をいたします。

(拍手)

〔國務大臣渡辺美智雄君登壇〕

○國務大臣(渡辺美智雄君) お答えいたします。

決算の結果を来年度予算編成にどういうように反映させるかということです」といいます。

いま総理がおっしゃいましたように、決算は予算の鏡でありますから、予算がどういうようになれば、実際に使われたか、また使われなかつたか、有効でなかったか、それについて国会が審査をして、いろいろな御批判をいただくわけであります。

これらの審査結果、また会計検査院の検査報告、こうしたものから得られる決算に対する教訓は、その次の年度の予算編成及び執行過程で十分に生かしていかなければならぬ、かように考えております。(拍手)

〔國務大臣伊東正義君登壇〕

○國務大臣(伊東正義君) お答え申し上げます。

米中関係、米ソ、日ソの関係につきましては、総理大臣から詳細お答えがありましたので、私は

日ソ円卓会議だけについてお答え申し上げます。

日ソ円卓会議は、御承知のこれは民間の交流会議でございまして、私がここで私見を述べること

は差し控えさせていただきますが、ただ、一般論として申し上げますことは、各種レベルの交流会議といふことそれ自体は結構でございますが、やはり対等の立場に立って主張すべきことは堂々と主張してもららう。

たとえば、日ソでござりますれば、先生おっしゃったように、領土四島の返還問題、それに対する軍備の充実については軍備の撤退をしてもらいたい、あるいはアフガニスタンからの撤兵をしてもらいたいというような主張を堂々と主張してもらう、その上でお互いが相互理解を深めるということは結構でござりますので、私は、一般論として申し上げますことは主張していただ

きたいとお願い申し上げる次第でございます。

(拍手)

〔國務大臣伊東正義君登壇〕

○國務大臣(伊東正義君) お答えいたします。

決算の結果を来年度予算編成にどういうようになつております。

まず物価の問題でござりますけれども、最近は

安定の方向にいっておると思います。たとえば卸売物価について見ますと、ことしの四月は前年比二四%アップでありますけれども、これが九月には一五%アップに下がり、十月にはさらに一三%, このようにだんだんと低下をいたしております。また、消費者物価もずっと八%台が続いておりましたが、十月の東京区部は九カ月ぶりに六%台に下がっております。

大勢としてはいい方向にいっておりますけれども、しかし、なお問題が相当ござりますので、引き続き強力な物価政策を進めてまいりまして、本年の政府見通し程度におさまるようになります。また、消費者物価もずっと八%台が続いている七カ年計画が決定をされました。実は昨年の一月に決定する予定でございましたが、その後、イランの動乱等から第二次石油危機が起きました。六月の東京サミットのエネルギー政策の決定を見た上で最終判断をしようということになりました。八月に原案を微調整をいたしまして新計画を決定をいたしました。

要綱は、御案内のとおりでございますが、七カ年間を通じまして平均おおむね五・五%の成長を

いたしまして新計画を決定をいたしました。

要綱は、御案内のとおりでございますが、七カ

年間を通じまして平均おおむね五・五%の成長を

いたしまして新計画を決定をいたしました。

が、多少の上下はあるかと思いますけれども、ほぼ政府見通し前後に年度間を通じておさまるのではなかろうか。このように理解をいたしておりますが、国際収支の大幅な赤字を避けるということはいろいろな経済政策を進めてまいります上に大切ことでございますから、今後ともこの方面で努力をしなければならぬと考えております。

なお、これから経済運営でござりますけれども、昨年の八月に新しい七カ年計画が決定をされました。実は昨年の一月に決定する予定でございましたが、その後、イランの動乱等から第二次石油危機が起きました。六月の東京サミットのエネルギー政策の決定を見た上で最終判断をしようということでございました。八月に原案を微調整をいたしまして新計画を決定をいたしました。

要綱は、御案内のとおりでございますが、七カ

年間を通じまして平均おおむね五・五%の成長を

いたしまして新計画を決定をいたしました。

○副議長(岡田春夫君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時八分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣	鈴木善幸君
外務大臣	伊東正義君
大藏大臣	渡辺美智雄君
自治大臣	石破二朗君
國務大臣	河本敏夫君
國務大臣	中曾根康弘君
國務大臣	中山太郎君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)  
一、昨日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

神田厚君	木下敬之助君
小杉正君	木下敬之助君
田島衛君	木下敬之助君
甘利隆君	木下敬之助君
正君	木下敬之助君

(特別委員辞任及び補欠選任)  
一、昨六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石炭対策特別委員

小沢和秋君	三浦久君
三浦久君	小沢和秋君
(議案提出)	小沢和秋君

一、昨六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律案(交通安全対策特別委員長提出)

一、昨六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

(議案送付)  
臨時行政調査会設置法案(内閣提出第一四号)

内閣委員会付託

一、昨六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
防衛厅設置法等の一部を改正する法律案  
自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律案(交通安全対策特別委員長提出)

出

一、昨六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律案(交通安全対策特別委員長提出)

右の議案を提出する。

昭和五十五年十一月六日

提出者  
交通安全対策特別委員長 田中昭二

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律(目的)

第一条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全

の確保、自転車歩行者道等の整備に関する事項を規定するものとする。

第二条 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な

自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

第三条 國及び地方公共団体は、第一条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自

転車駐車場の整備に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

第四条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な

自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

第五条 地方公共団体は、商業地域及び近隣商業地域

内で条例で定める区域内において百貨店、ス

ーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車の大量

の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるも

のを新築し、又は増築しようとする者に対し、

条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車駐車場を設置しなければならぬ旨を定めることができる。

第六条 都道府県公安委員会は、自転車駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

第七条 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鐵道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確

保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車の整理、

相当の期間にわたり放置された自転車の撤去等に努めるものとする。

(自転車駐車場の構造及び設備の基準)

第八条 一般公共の用に供される自転車駐車場は、一般公共団体又は道路管理者は、通勤、

通学、買物等のための自転車利用の増大に伴

い、自転車の駐車需要の著しい地域においては、一般公共の用に供される自転車駐車場の設置に努めるものとする。この場合において、地

方公共団体又は道路管理者から鉄道用地の提供

つ、周辺の土地利用状況及び自転車の駐車需要

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

による。  
一、自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。

二、自転車駐車場 一定の区画を限つて設置される自転車の駐車のための施設をいう。

三、道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路及び一般交

通の用に供するその他の場所をいう。

四、道路管理者 道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 國及び地方公共団体は、第一条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自

転車駐車場の整備に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

第四条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な

自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

第五条 地方公共団体は、商業地域及び近隣商業地域

内で条例で定める区域内において百貨店、ス

ーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車の大量

の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるも

のを新築し、又は増築しようとする者に対し、

条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車駐車場を設置しなければならぬ旨を定めることができる。

第六条 都道府県公安委員会は、自転車駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

第七条 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鐵道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確

保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車の整理、

相当の期間にわたり放置された自転車の撤去等に努めるものとする。

(自転車駐車場の構造及び設備の基準)

第八条 一般公共の用に供される自転車駐車場は、一般公共団体又は道路管理者は、通勤、

通学、買物等のための自転車利用の増大に伴

い、自転車の駐車需要の著しい地域においては、一般公共の用に供される自転車駐車場の設置に努めるものとする。この場合において、地

方公共団体又は道路管理者から鉄道用地の提供

つ、周辺の土地利用状況及び自転車の駐車需要

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ



に改正する。

第十条の五第一項中「第三項において」を「以下この条において」に改め、同条に次の三項を加える。

5 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金で昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、第一項第一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と、第二項中「昭和五十五年四月分」とあるのは「昭和五十五年六月分」と、第十条の五第一項とあるのは「第十条の五第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算退職年金で昭和五十五年五月三十日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、当該通算退職年金とみなして前項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

(施行期日等)  
この法律は、公布の日から施行する。  
2 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)の規定、第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)の規定及び第三条の規定による改正後の昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の規定及びに次項及び附則第四項の規定は、昭和五十五年六月一日から適用する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

3 改正後の法の規定(改正後の法第八十二条第三項(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定を除く。)及び改正後の施行法の規定は、昭和五十五年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

4 改正後の法第八十二条第三項(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

い、退職年金等の最低保障額を引き上げることとする。

(二) 地方団体関係団体職員の年金制度の改正に関する事項

地方団体関係団体職員共済組合が支給する退職年金等について、地方公務員の共済組合制度における前記(一)の措置に準ずる措置を講ずることとする。

及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。)の区分に応じ、一年につき当該各号に定める額とする。

一一人 平均給与額に百五十三を乗じて得た額(五十五歳以上の妻又は自治省令で定める廃疾の状態にある妻である場合には、平均給与額に百七十五を乗じて得た額)

二二人 平均給与額に百九十三を乗じて得た額

三三人 平均給与額に二百十二を乗じて得た額

四四人 平均給与額に三百三十を乗じて得た額

五五人以上 平均給与額に二百四十五を乗じて得た額

六六人以上 平均給与額に三百三十を乗じて得た額

七七人以上 平均給与額に三百三十を乗じて得た額

八八人以上 平均給与額に三百三十を乗じて得た額

九九人以上 平均給与額に三百三十を乗じて得た額

十十人以上 平均給与額に三百三十を乗じて得た額

十一十一人以上 平均給与額に三百三十を乗じて得た額

十二十二人以上 平均給与額に三百三十を乗じて得た額

十三十三人以上 平均給与額に三百三十を乗じて得た額

十四十四人以上 平均給与額に三百三十を乗じて得た額

十五十五人以上 平均給与額に三百三十を乗じて得た額

十六十六人以上 平均給与額に三百三十を乗じて得た額

十七十七人以上 平均給与額に三百三十を乗じて得た額

十八十八人以上 平均給与額に三百三十を乗じて得た額

十九十九人以上 平均給与額に三百三十を乗じて得た額

二十二十人以上 平均給与額に三百三十を乗じて得た額

前記の措置は、昭和五十五年六月一日から実施することとする。

### (三) 実施期日

前記の措置は、昭和五十五年六月一日から実施することとする。

### (四) 議案の可決理由

厚生年金保険における年金額の引上げに伴い、地方公務員等共済組合法による退職年金等について、その算定の基礎となる定額部分の額の引上げ等の措置を講じようとする本案は、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

### (五) 右報告する。

昭和五十五年十一月六日

地方行政委員長 左藤 恵

衆議院議長 福田 一殿

地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

### (六) 右

国会に提出する。

昭和五十五年十月七日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

地方公務員災害補償法の一部改正

災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

第一条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律百二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項を次のように改める。

遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人

きは、基金は、自治省令で定めるところにより、当該補償の支払基金の金額を当該過誤拡大による返還金債権の金額に充当することができる。

第四十四条第一項中「この章の規定による」を  
る。

第六十二条第二項中「差し押える」を「差し押  
える」に改め、同項に次のただし書きを加え

ただし、年金たる補償を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

第七十一条中「規定する者」との下に、「同条第一項に付する」を加える。

「年金たる補償」とあるのは、「年金たる補償に相当する補償」と、第六十三条中「障害補償及び遺族補償」とあるのは「障害補償に相当する補償」とを加える。

(障害補償年金差額一時金)  
附則第五条の次に次の二条を加える。

5 条の規定は障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第三十三条第二項中「遺族補償年金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、「前項」とあるのは「附則第五条の二第一項」と、第三十七条第三項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「附則第五条の二第三項第二号」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同号」と、「遺族補償一時金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、第三十九条第一項中「遺族補償」とあり、同条第二項中「遺族補償年金」とあり、及び第四十三条中「遺族補償及び葬祭補償」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と読み替えるものとする。

障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が自治省令で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	第六級	第七級
一	二	三	四	五	六	七

障害補償年金を受けける権利を有する者のうち、第二十九条第六項の規定の適用を受ける者その他自治省令で定める者が死亡した場合における障害補償年金差額一時金については、前項の規定にかかわらず、自治省令で定める。

3 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者たちにあっては、それぞ

れ當該各号に掲げる順序とし、父母について  
は、養父母を先にし、実父母を後にする。  
一 障害補償年金を受ける権利を有する者の  
死亡の当時その者と生計を同じくしていいた  
配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉  
妹

二 前号に該当しない配偶者、子、父母、  
孫、祖父母及び兄弟姉妹

第三十三条第二項の規定は障害補償年金差  
額一時金の額について、第三十七条第三項、  
第三十九条第一項及び第二項並びに第四十三

(障害補償年金前払一時金) と云ふ。  
第五条の三 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が自治省令で定めるところにより申し出たときは、基金は、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

附則第六条の前の見出しが「遺族補償年金前払一時金」に改め、同条第一項を次のように改める。

当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が自治省令で定めるところにより申し出たときは、基金は、補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

附則第六条第三項を削り、同条第二項中「前項の一時金」を「遺族補償年金前払一時金」に、「当該職員」を「当該遺族補償年金前払一時金の



## 2 身体障害に対する評価の改善

次の身体障害を障害の等級第二級として評価する。

- ア 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、  
随时介護をするもの
- イ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、  
随时介護をするもの

## 3 障害補償年金差額一時金の支給に関する制

当分の間、障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、既に支払われた障害補償額が次の表に掲げる額に満たないときは、その遺族に対し、その請求に基づき、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給することとする。

障害の等級	額
第一級	平均給与額に一、三四〇を乗じて得た額
第二級	平均給与額に一、一九〇を乗じて得た額
第三級	平均給与額に一、〇五〇を乗じて得た額
第四級	平均給与額に九二〇を乗じて得た額
第五級	平均給与額に七九〇を乗じて得た額
第六級	平均給与額に六七〇を乗じて得た額
第七級	平均給与額に五六〇を乗じて得た額

## 4 障害補償年金前払一時金の支給に関する制度の創設

当分の間、障害補償年金の受給権者が自治省令で定めるところにより申し出たときは、補償として、障害の等級に応じ、3に掲げる額を限度として自治省令で定める額の障害補償年金前払一時金を支給することとする。なお、この場合には、障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が当該障害補償年

- 5 小口資金の貸付けを受けるための措置  
年金たる補償を受ける権利は、国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の資金の貸付けを受けるための担保に供することができるものとする。
- 6 その他  
遺族補償年金に係る一時金に関する規定の

## 度の創設

当分の間、障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、既に支払われた障害補償

整備及び年金たる補償の支給事務の簡素化を図る。

## 7 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、3から5までについては、昭和五十六年十一月一日から施行する。

(2) 所要の経過措置を定めるとともに、関係法令の規定について所要の整備を行う。

## 二 議案の修正議決理由

地方公務員災害補償制度について、遺族補償年金の額を改善するとともに、身体障害の評価の改善、障害補償年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金の支給に関する制度を創設する等の改正措置は、時宜に適するものと認めるが、遺族補償年金の額の改善措置の実施時期については、遡及して適用することを適當と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十五年十一月七日

地 方 行 政 委 員 長 左 藤 恵

衆議院議長 福 田 一 殿

(別紙)  
(小字及び一は修正)

(施行期日〇等  
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中地方公務員災害補償

法第六十二条第二項にたゞ書を加える改正規定、同法第七十一条の改正規定及び同法附則に定める日

に定める日

の規定は同日以後に発生した過誤払による返還金に係る債権について適用する。

**国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案**

右

国会に提出する。

昭和五十五年十月二十一日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

**国家公務員災害補償法の一部を改正する法律**

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「差し押える」を「差し押さえる」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

第十七条第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「三百六十五を乗じて得た額（以下「平均給与額の年額」という。）の百分の三十五に相当する」を「百五十三を乗じて得た」に、「平均給与額の年額の百分の四十五に相当する額とし、五十歳以上五十五歳未満の妻（当該人事院規則で定める廃疾の状態にある妻を除く。）にあつては平均給与額の年額の百分の四十に相当する」を「平均

給与額に百七十五を乗じて得た」に改め、同項第

二号中「の年額の百分の五十に相当する」を「に百九十三を乗じて得た」に改め、同項第三号中「の年額の百分の五十六に相当する」を「に二百十二を乗じて得た」に改め、同項第四号中「の年額の百分の六十二に相当する」を「に二百三十を乗じて得た」に改め、同項第五号中「の年額の百分の六十七に相当する」を「に二百四十五を乗じて得た」に改め、同項第四項第一号中「五十歳又は」を削る。

第十七条の十を第十七条の十二とし、第十七条の九を第十七条の十とし、同條の次に次の二条を加える。

第十七条の十一 年金たる補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者は支払うべき補償があるときは、人事院規則で定めるところにより、当該補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第十七条の八第一項中「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）を「年金たる補償」に改め、同條を

第十七条の七の次に次の二条を加える。  
(年金たる補償の額の端数処理)

第十七条の八 年金たる補償の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

附則第四項の前の見出し及び同項から附則第九項までを次のようにより改める。

（障害補償年金差額一時金）  
4 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支

つては、同表の下欄に掲げる額に同条の人事院規則で定める率を乗じて得た額を加算した額に満たないときは、国は、その者の遺族に對し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

5 障害の等級  
第一級 平均給与額に一、三四〇を乗じて得た額  
第二級 平均給与額に一、一九〇を乗じて得た額  
第三級 平均給与額に一、〇五〇を乗じて得た額  
第四級 平均給与額に九二〇を乗じて得た額  
第五級 平均給与額に七九〇を乗じて得た額  
第六級 平均給与額に六七〇を乗じて得た額  
第七級 平均給与額に五六〇を乗じて得た額

6 障害補償年金差額一時金について、前項の規定にかかわらず、人事院規則で定める。  
7 障害補償年金差額一時金を受けることができた場合は、障害補償年金差額一時金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者は支払うべき補償があるときは、人事院規則で定めるところにより、当該補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第十七条の九とする。

る遺族は、次に掲げる者とする。この場合にお

いて、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者たちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時の者と生計を同じくしていた配偶

二 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、

第十七条第二項の規定は障害補償年金差額一  
特金の頂て、て、第十七条の五第三項、第十

七条の七第一項及び第二項並びに第十九条の規

用する。この場合において、第十七条第二項中

「一時金」と、「前項」とあるのは「附則第四項」と、

号」とあるのは「附則第六項第二号」と、「同項第

「償一時金」とあるのは「障害補償年金差額一時

り、同条第二項中「遺族補償年金」とあり、及び

「障害補償年金差額一時金」と読み替えるものとする。

(障害補償年金前払一時金)

適用しない

族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」

8 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が人事院規則で定めるところにより申し出

(遺族補償年金前払一時金)

る遺族が人事院規則で定めるところにより申し出たときは、国は、補償として、遺族補償年金

前払一時金を支給する。  
遺族補償年金前払一時金の額は、平均給与額  
償年金、当該障害補償年金差額一時金又は当該  
遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」

に千を乗じて得た額を限度として人事院規則で定める額とする。

第十六条第三項」とあるのは「遺族補償年金又は

は、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因による養育の花費に係る遺族補償年金は、各月に遺族補償年金前払一時金については第十六条第三項、障害補償年金差額一時金については附則第六項後段二、第二十八条规定の「支給遺族扶養費」

支給されるべき額の合計額が人事院規則で定められた算定方法に従い、当該遺族補償年金並びに障害補償年金差額額とあるのは、「遺族補償、障害補償年金差額額」とある。

の額に達するまでの間、その支給を停止する。  
遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者へ  
別表第一級の項中第四号を第六号とし、第三号  
金前払一時金」とする。

支給されるべき遺族補償年金の支給が前項の規定により停止されていける間は、当該遺族補償年金を第五号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残す

金については、国民年金法第六十五条第二項  
(同法第七十九条の二第六項において準用する)  
四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、隨  
し、隨時介護を要するもの

場合を含む。)並びに児童扶養手当法第四条第二項第二号ただし書及び第三項第三号ただし書の  
時介護を要するもの

規定は、適用しない。  
(未支給の補償等に関する規定の就替え)  
(施行期日)

障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払  
一時金及び遺族補償年金前払一時金の支給が行

われる間、第十七条の四第一号及び第十七条の六第一項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺

同項から附則第九項までの改正規定並びに附則  
加える改正規定、附則第四項の前見出し及び





補償法(以下「新法」という。)第十七条第一項及び第四項の規定は遺族補償年金のうちこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る分について、新法第十七条の八の規定は傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金のうち前条第一項第一号に定める日(以下「施行日以後の期間に係る分」という。)以後の期間に係る分について、新法第十七条の八の規定は傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金のうち前条第一項第一号に定める日(以下「施行日以後の期間に係る分」という。)以後に発生した過誤払による返還金に係る債権について適用する。

第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から昭和五十六年十月三十一日まで新法第十七条の四第二号及び第十七条までの間、新法第十七条の四第二号及び第六項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と、新法第十七条の九第一項中「年金たる補償」とあるのは「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)」とある。

法第二十八条中「及び遺族補償」とあるのは「遺族補償及び遺族補償年金前払一時金」とする。  
2 附則第一条第一項第一号に定める日から昭和五十六年十月三十一日までの間、新法第十七条の八中「年金たる補償」とあるのは、「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)」とする。

## 〔別紙〕

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について速やかに検討の上善処すべきである。

一 补償水準の向上、なかんずく若年死亡者に対する遺族補償の増額等の基本問題の検討を引き続き進めて、その改善に努めること。

一 傷病補償年金受給者に対する特別支給金の給付について、その実現を期すること。

一 民間企業における業務上の災害等に対する法定外給付の実情にかんがみ、公務員の場合においても適切な措置を講ずること。

右決議する。

補償年金前払一時金に係る遺族補償年金については、当該遺族補償年金とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金について、新法第二十条第一項中「遺族補償年金」と同条第二項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金」と、新

昭和五十五年十一月七日

衆議院会議録第十三号

二二五八

明治三十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

(一定  
一価  
〇一  
円部)

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目1番四号  
大藏省印刷局  
電話 東京 五三一六  
代 〒105